

## 別記

### 審議概要

#### 1 公開案件の審議

##### (1) 報告1 北海道高等学校「みらいの教員育成プログラム」について

ア 説明員 堀本学校教育局長兼ICT教育推進局長

イ 結論 報告を了承

ウ 審議内容

#### 【堀本学校教育局長兼ICT教育推進局長】

今年度から実施している北海道高等学校「みらいの教員育成プログラム」の実施結果について、資料1に基づいて説明します。

対象校・生徒数については、今年度は、道央圏での拠点校である札幌北陵高校から2年生31名が参加し、全11回35単位時間のプログラムを実施しています。

「2 プログラムの概要」を御覧ください。実施内容は、小学校に出向いての現場実習ですとか、大学の先生による各種の講義、あるいは、大学のゼミや卒業論文発表会への参加などを行っており、単なる体験のみにとどまることなく、教職を目指す生徒にとって貴重な学習機会となるよう、プログラム内容の充実・工夫に努めたところです。

裏面になりますが、3及び4の「生徒アンケート」を御覧ください。アンケート結果からは、全てのプログラムの内容について、肯定的な回答がおおむね90パーセント以上となっています。参加した生徒からは、「これからの授業の受け方や将来を想像することに影響を受けたことは、自分にとって、とても前向きになれることだった」、あるいは、「実際に先生側にならないと分からない視点や参考にするべき点があり、小さなことから気を配る必要があると感じた」などといった感想が寄せられていまして、教員を目指す生徒の意欲の高揚に向けて、一定の効果があったものと受け止めています。

「5 課題」ですが、小学校での「学校実習の前にもう少し学びたかった」などといった参加生徒からの意見を踏まえ、学校実習をプログラム後半にも行えるようにするなど、実施方法や時期を検討するこ

と、あるいは、生徒がより専門性の高い学びに触れることができるよう、生徒の希望校種に対応したプログラムの在り方について検討することが必要と考えています。

続きまして、資料2を御覧ください。来年度の本プログラムの方向性の概念図になります。まず、図の上部になりますが、道央圏では、今回札幌北陵高校のみで実施しましたが、2年生を対象とした「教員基礎」については拠点校以外の参加校にも拡大して、実施したいと考えています。また、札幌北陵高校だけになりますが、3年生を対象に「教員基礎探究」を実施したいと考えています。「教員基礎探究」の主な内容としましては、今年度の学びを踏まえ、例えば、「生徒が授業の内容と実生活と結び付けて考えるには、どのような支援ができるだろうか」などといった、生徒が各自で問いを立て、生徒それぞれが希望する校種の先生にインタビューなどを行い、こうした探究の学びについて、成果を発表する機会を設ける内容としています。

次に、図の下部を御覧ください。令和5年度(2023年度)については、道北圏、道東圏にも拡大して実施したいと考えています。道北圏については旭川北高校を、道東圏については釧路江南高校を拠点校に実施する予定としています。それぞれの圏域で行うプログラムは、教育大旭川校と教育大釧路校に御協力をいただき、現在内容について検討を進めています。

各圏域の「教員基礎」プログラムの特徴ですが、旭川校のプログラムは、教科教育に特化し、4回の学校実習が計画されていることが特徴となっています。釧路校のプログラムは、へき地教育に特化して実施するのが主な特徴となっています。

今年度の取組状況と来年度の実施予定について報告しましたが、来年度においては、札幌北陵高校では実際に3年生が受講し、その後どのような進路を選択するかといったところが見られると思いますので、この講座を受けた生徒が一人でも多く、教職の道を選択していただけるような取組として、来年度においても、取組の内容の充実に努めていきたいと考えています。

説明は以上です。

**【倉本教育長】**

御質問や御意見はありませんか。

**【青山委員】**

「4 生徒アンケートから（一部抜粋）」の記載で、「想像の20倍は疲れた」と書いてありましたが、「先生になりたいとより一層思えるようになった」という感想で、本当に好意的な回答が多く、素晴らしい取組だったのかなと思うのですけれども、やはり課題として、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭とそれぞれを希望する生徒が混在しているということなので、短期間でも良いので、それぞれを学べる実習があると、早い段階で目標が定まって良いのかなと思います。その辺りについて、どのようにお考えになっているか教えてください。

**【堀本学校教育局長兼ICT教育推進局長】**

こうした点も踏まえて、来年度、「教員基礎探究」のプログラムの中では、それぞれの校種別に先生方の話を聞けるような機会を設けたいと考えています。

**【川端委員】**

高校生は非常に充実した夢を見られたのかなと思いました。大学生との交流でゼミと一緒に参加したというところで、ゼミの3年生、4年生は夢を抱いた上でいろいろと実習に参加したり、卒論に取り組んだりしているところだと思いますが、彼らから見た高校生の姿というのは、どのように見えたのかというのを知りたかったなと思いました。

それと、来年からの取組として、2箇所拠点校が増えて、内容が違うプログラムができると思いますが、教員になった際には自分の育った環境とは異なる学校、大規模校、あるいは、へき地校に行くこともあるということなので、結構大きな差があると思います。今後研修の事例が増えていく中で、学校の多様性を知るきっかけになれば良いと思いますので、来年度以降のプログラムの充実に生かしてほしいと思います。

**【堀本学校教育局長兼ICT教育推進局長】**

来年度は道北・道東に広げて実施しますので、その結果を踏まえて、プログラムの課題や効果を分析し、翌年度以降にいかに関与させるかということを経年ブラッシュアップしていく必要があると考えています。

**【山城高校教育課長】**

大学の教授からは、学生にとっても、非常にモチベーションが高まるプログラムだったと聞いていますので、今後、大学と協力しながら、学生のアンケートを取れるようであれば、学生からも意見をもらって、来年度のプログラムに生かしていきたいと考えています。

**【川端委員】**

大学生も気持ちが萎えることもあると思いますので、こういう高校生と会う機会を設けることで、モチベーションが上がるといった効果が出ているかもしれませんので、アンケートなどでそこが分かると良いのかなと思います。

**【大鐘委員】**

高校段階でこうした取組を行うというのは、確実に教職に対する意欲が高まると思います。

今年度、札幌北陵高校で2年生が「教員基礎」プログラムに参加して、来年度は3年生が「教員基礎探究」プログラムに参加するということですが、これは同じ生徒が参加するのですか。

**【堀本学校教育局長兼ICT教育推進局長】**

はい。

**【大鐘委員】**

分かりました。高まった意欲を持続・発展させることが、すごく大事だと思います。ですから、「探究」という形で学びを深めていって、つなげていくという道筋が描ければ、その後も教員を目指してくれるかなという感じがします。引き続き充実させていってください。

**【堀本学校教育局長兼ICT教育推進局長】**

今年受講した31名に、教育大ですとか、教員養成大学ですとかには是

非出願していただきたいと思っていますので、意欲を引き続き高めていけるようなプログラムを教育大学と一緒に作り上げたいと思います。

**【渡辺委員】**

「3 生徒アンケート集計結果」の各内容別の満足度を見ていたのですけれども、余り大差はありませんが、「1 オリエンテーション」は不満な人が多く、とても満足な人が少なく、「3 学校実習」の方はとても満足な人が圧倒的に多くて、皆さん座学よりも実習の方がやりたいということで、意欲がある人が多いのだなと感じました。

**【堀本学校教育局長兼ICT教育推進局長】**

アンケートにも書かれているのですが、実習に行く前にしっかりとした考えを勉強しておきたいという生徒もいましたので、こうしたオリエンテーションの場面で、実際に小学校に行く前の心構えなどをもう少し学べたら良いのではないかという気持ちがアンケートにも反映されているのではないかと思います。

**【渡辺委員】**

アンケートで「教育学の講義を受けてから学校実習に臨みたかった」とありますが、そう感じたこと自体も学びになっているのではないかと思います。

**【清水委員】**

今回のこのプログラムは全11回35単位ということで、一定の期間に集中して実施したプログラムということですが、いつから始めたプログラムなのですか。

**【堀本学校教育局長兼ICT教育推進局長】**

今年度からになります。

**【清水委員】**

非常に面白いプログラムだと思います。1回限りの体験プログラムはよく聞きますが、このように継続的に実施するプログラムというのは非常に面白いと思います。来年3年生になっても「教員基礎探究」を予定していて、この子たちが今後どういう進路に行くのかという、そうした実証的な調査というのも踏まえると、単なる体験学習では終

わらない継続性を持った専門的な教育課程、大学に結び付く非常に興味深い取組だと思います。うまくいけば、いろいろな分野で活用できるモデルだと思いますので、是非継続して取り組んでいただければと思います。

**【堀本学校教育局長兼ICT教育推進局長】**

今年度については、4月から教育大学と打合せをして、結果的に10月からという取組になりましたが、来年度からはある程度早めに取りかかることもできるのかと思います。ただ、なかなか35単位時間以上確保するのは難しいかもしれませんので、その辺りも含めて講座ごとにどれだけ充実できるかということを経続的に取り組んでいきたいと思っています。

**【倉本教育長】**

これを実施している高校にとっても、中学生が高校を選ぶときの一つの特色になるのではないかと思いますので、力を入れてやっていきたいと思っています。

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

**【倉本教育長】**

それでは、以上で本件の審議を終わり、報告を了承します。

(2) 報告 2 令和6年度(2024年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者  
選考検査の実施について

ア 説明員 伊賀教職員局長

イ 結論 報告を了承

ウ 審議内容

【伊賀教職員局長】

教員採用選考検査については、近年受検者が減少していることなどから、より多くの方々が、受検しやすい環境を整備することとして、要領を定めています。本日は、新たに見直した事項を中心に、説明します。

資料1を御覧ください。はじめに、「5 第2次検査」の検査会場についてですが、札幌会場を希望する者が例年多く、一部の受検者が、第2希望の受検会場での受検となってきたことから、札幌会場を1会場増やし、全受検者が第1希望の会場で受検できるようにします。

また、「6 第2次結果」についてですが、受検者が教員となることを選んでいただけるよう、結果の発表を、民間の内定解禁日である10月1日より早い9月29日とすることとしています。

次に、資料の中段にあります「変更内容」の欄を御覧ください。検査の変更点について説明します。

(1)は、先ほど説明しました結果発表の時期を早めたということです。続いて(2)は、音楽の実技検査の見直しについてです。これまでは、道教委で作曲した曲を、初見で歌うという形式でしたが、一般的な声楽の教本である「コールユーブンゲン」からあらかじめ指定した曲を歌うという形式へ変更することとしています。(3)は、教職大学院修了者特別選考の新設です。教職大学院で専門的な知識・技能を学んだ者の確保のため、教職大学院修了者を対象とした特別選考を新設することとしています。(4)は、資格等を持っている受検者への免除措置の追加です。情報技術に係る資格取得者について、高等学校教諭の情報の教科を受検する場合、第1次検査を免除することとしています。(5)は、加点措置の追加であり、小、中、高等学校における

特別支援学校教諭免許所有者の確保のため、特別支援学校教諭免許状所有者、見込みの者も含まれますが、こういった者に加点をするということとしています。(6)は、採用予定者数の教科ごとの掲載です。大学等から、要望があったことから、これまでの、学校種ごとから、教科ごとの採用予定数を掲載することに改めることとしています。

なお、参考といたしまして、資料2として、検査の実施要領の全文、それから、資料3としてパンフレットを添付していただき、道内外の教員養成課程を有する約700の大学に配布しているものですが、これらについては、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。

**【倉本教育長】**

御質問や御意見はありませんか。

**【大鐘委員】**

資料1の一番下の「前年度の状況」というところで、高等学校の登録者数が231人ということで、近年に比べるとすごく多いと思います。その結果、倍率が3.1倍になっていますが、登録者数がこれほど多くなった背景は、退職者数の関係があると思うのですけれども、その点について教えていただきたいと思います。

**【山下教職員課長】**

今お話にありましたように、高等学校では各教科で今年度末の退職者が前年度よりも多かったものですから、結果的に登録者の増になり、それに伴い倍率も例年よりは少し下がっているという流れになっています。

**【大鐘委員】**

今年度に限った現象と見ることはできるのでしょうか。

**【山下教職員課長】**

定年退職者は今後も一定程度増えていく見込みという状況にはなっています。ただ、暫定再任用者の数も踏まえながら、登録者数については、確認をして対応していくことになっていきます。

**【伊賀教職員局長】**



来年度末の退職者から定年延長が始まりますので、そうすると定年退職をする人数は減っていくのかと思います。

**【渡辺委員】**

資料2の21ページを見ているのですが、高等学校の出願者は令和3年度（2021年度）に1,060人、令和4年度（2022年度）に864人、令和5年度（2023年度）に714人と段々減っているように見えます。これは道に限ったことではなくて、全国的なものなのか、それとも、何か特殊な事情があるのか、教えていただけますか。

**【山下教職員課長】**

北海道で例年出願者が減っている理由としましては、全国的な人材不足に伴って、学生の進路選択が多様になっていることや、広域な北海道における転居を伴う人事異動が負担として受け止められていること、また、授業に加え、部活動や生徒指導など業務が多岐にわたることから志望に慎重さが見られ、出願者も減少しているのではないかと考えています。

**【倉本教育長】**

令和3年度（2021年度）が特に出願者が多かったということではないのですか。前の年度も同じような人数で右肩下がりで減っているということなのですか。

**【山下教職員課長】**

そうです。

**【倉本教育長】**

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

**【倉本教育長】**

それでは、以上で本件の審議を終わり、報告を了承します。

(3) 議案第1号 北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について

ア 説明員 中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】

資料の2枚目、教育委員会規則案要綱を御覧ください。まず、1の趣旨ですが、教員免許更新制の廃止に伴い、令和5年(2023年)4月に施行される新たな研修制度の実施に当たり、学校における研修推進体制を整備することが求められていることに鑑みまして、国では、校内の研修計画の立案等、研修の業務を担う研修主事を置くことができる旨、令和4年(2022年)8月に学校教育法施行規則の一部を改正する省令を施行したところです。道教委では、こうした国の考えに基づき、国同様、道立学校において、研修主事を置くことができることとするため、この教育委員会規則を制定しようとするものです。

次に、2の改正の内容としまして、道立学校に置く主任等に研修主事を追加し、校長が必要と認める場合に研修主事を置くこととするとともに、その職務として、研修計画の立案その他の研修に関する事項について、連絡調整及び指導助言に当たることとするものとします。

なお、施行期日については、令和5年(2023年)4月1日を予定しています。

説明は以上です。

【倉本教育長】

御質問や御意見はありませんか。

【青山委員】

そもそも、なぜこの研修主事を置こうと思われたのですか。必要性について教えてください。

【中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】

新たな研修制度ということで、学校の校内研修についても、より充実させることが重要であるということで、学校の校内研修の企画立案

や推進する立場の方をきちんと明確に位置付けてはどうかとの話が出まして、そこから国が法的に整備したということです。

**【青山委員】**

研修主事は、教員の中から選ばれるのでしょうか。

**【中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】**

研修主事という言葉が分かりづらいのですが、指導主事という言葉がありますけれども、指導主事というのは教育委員会に配置して、学校に指導助言を与える立場の人であり、研修主事というのは、学校の先生の中から校長先生が選んで、指名して、役割を担っていただくという立場の人です。

**【青山委員】**

今後、オンライン研修が増えてくると思うのですが、この研修主事の皆さんは、オンラインでどの先生がどれだけ受けたかといった把握もするのですか。

**【中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】**

個人個人の情報について、研修主事が把握するというよりも、学校全体の研修をどう進めるかといったことが主になります。それぞれの先生がどれだけ受けたかということは、その先生と校長先生の間で、共有していくような形になります。

**【倉本教育長】**

研修履歴は、学校管理職が責任を持って管理するということですね。必要に応じて研修主事が情報を把握することは可能なのですか。それは個人情報に当たるのでしょうか。

**【中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】**

はい。

**【倉本教育長】**

研修履歴は、学校管理職が管理して、研修主事は研修の運営をするということですね。

**【大鐘委員】**

これは学校教育法施行規則の一部改正に伴う措置ですので、当然あ

ってしかるべきだと思っています。研修主事の配置によって、学校の校内研修を活性化していくことにつなげていけると思います。

一方で、この新たな教師の学びの姿というのは、個々の先生の主体的な学びと言いますか、研修履歴ですとか、オンライン研修といった、どちらかというところ、個人の学びの方を重視している研修になっているという感じを持っていました。

そうしたときに、この研修主事は、校内研修を協働的な研修に発展させていくための機能を持っていると思いますが、個人の研修と組織的な集団として共有する研修をどのようにしてつなげていくかというところが研修主事には求められているのではないかと感じているところです。研修主事の機能や位置付けを明確にしていく必要があるかなと感じています。

**【中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】**

研修主事というのは学校全体の研修を企画するという部分もありますが、個人のニーズを把握して、なるべく多くの方に満足してもらえそうな場を提供するといったことも、役割の中に当然入ってくると思いますので、企画立案の辺りは、今おっしゃったようなことも配慮していきたいと思います。

**【大鐘委員】**

そうですね。研修を個人だけのものにしないで、組織としてのものにしていくことが大事かなと思いますので、そこで研修主事が機能してくれればと思います。

**【倉本教育長】**

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

**【倉本教育長】**

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思います。よろしいですか。

《委員了承》

**【倉本教育長】**

それでは、この件は決定します。

(4) 報告3 「学校における生理用品の先行配置（モデル）事業」の結果について

ア 説明員 中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長

イ 結論 報告を了承

ウ 審議内容

【中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】

資料1ページを御覧ください。まず、「1 目的」ですが、道立学校のトイレへの生理用品の配置について、各学校における効果的な取組の在り方を検討するため、先行して配置するモデル的な取組を行ってきました。

次に、「2 期間」ですが、本年1月16日から2月20日までにおいて、1校当たり4週間の期間で実施しました。

次に、「3 モデル校の取組」ですが、高校10校、特別支援学校1校の道立学校11校、女子生徒数2,467名を対象に行いました。トイレ内の生理用品の配置場所は、手洗い場等の共用部分が9校、個室が1校、共用部分と個室の両方が1校でありまして、4週間で生理用品の使用量は、11校の合計で2,131枚、女子生徒一人当たり0.86枚となりました。

次に、「4 生理用品の配置に係るアンケート結果」ですが、モデル校の女子生徒を対象にアンケートを実施し、454名から回答をいただきました。アンケートの結果は、次のページのカラーの円グラフのある資料を御覧ください。

まず、「1 学校のトイレへの生理用品の配置について」、(1)において、「トイレに生理用品があったら利用したいと思いますか」という質問には、98.2パーセントの生徒から「思う」との回答がありました。

(2)は、その内訳として、「急に必要となった」、「持ってくるのを忘れた」の回答が多数となっています。(3)の置く場所は、「トイレ個室」が94.7パーセントとなっています。

次に、「2 トイレに設置した生理用品の利用について」、(1)においてですが、実際に「トイレに設置した生理用品を利用しましたか」の質問には、37.7パーセントの生徒から「利用した」と回答がありま

した。(2)で、その「利用した」生徒を対象に理由を聞いたところ、「急に必要となった」が71.9パーセント、「持ってくるのを忘れた」が40.9パーセント、「手持ちの生理用品が足りなくなった」が26.9パーセント、「経済的理由で用意できなかった」が2.9パーセントとの回答がありました。(3)では、実際に「利用した」と回答した生徒に、今後でも利用したいか質問したところ、100パーセント、全ての生徒から利用したいと回答がありました。

次に、「3 手元に生理用品がなく困った際の対処について」、(1)において、「学校で困った経験があるか」の質問には、77.3パーセントの生徒が「ある」と回答しました。(2)では、「ある」と回答した生徒に、その際の対処方法を聞いたところ、多い順に、「友達に生理用品をゆずってもらった(借りた)」が80.3パーセント、「トイレトペーパーやティッシュペーパー等で代用した」が48.7パーセント、「生理用品を交換せずに我慢した」が27.9パーセント、「学校(部活動含む)を遅刻、早退、欠席した」が6.3パーセントとの回答がありました。

1ページに戻ります。「5 学校・教職員の意見」ですが、「急に必要になった時に助かる」等、生徒からは大好評でした。急に生理になったときの安心につながる等、学校、教職員も取組を評価しています。卒業後を見据えて、基本は自分で用意するものという意識や健康管理の意識が薄れていかないような指導が必要だという意見のほか、職員による補充等、学校の負担を懸念する声も寄せられています。

最後に、「6 令和5年度の対応について」ですが、生徒アンケートの結果、学校、教職員の意見を踏まえて、トイレへの生理用品の配置は、子供たちが心身の健康を維持し、安心して学校生活を送るための環境整備の一環であるとの観点の下、令和5年度(2023年度)から全ての道立学校のトイレに生理用品を配置することとしました。各道立学校での取組に資するよう、モデル校等の取組事例を取りまとめ、道立学校へ普及します。また、市町村教育委員会等にも情報提供し、全道の学校にも取組が広がるよう努めていきます。

説明は以上です。

**【倉本教育長】**

御質問や御意見はありませんか。

**【川端委員】**

コロナ禍になって、この問題が全国的に言われていましたので、モデル校からスタートしていただけて良かったと思っています。

利用した生徒の理由としては、「急に必要となった」が一番多かったということで、社会問題となった経済的理由によるものは、中には大変な方もいらっしゃるのだと思いますが、親御さんがいらっしゃる年代ということで、余りいなかったということだと思います。

来年度からは、全ての道立学校に配置するというものではありませんが、やはり財源をどのように用意していくかということが気になる場所ですので、それについて教えていただければと思います。

**【増澤健康・体育課課長補佐】**

学校運営費という道費の予算において措置していきます。原則公費負担ということになります。

**【川端委員】**

どのくらいの量になるか分かりませんが、大学とかだと、予算の関係で置けないところも多いと聞きますので、自分で用意するものという意識を持っていただきながら、急に必要となった場合などのための準備として、このまま続けていただけたらと思います。

**【青山委員】**

市町村教育委員会にも情報提供いただけるということで、高校のみならず、中学校や小学校においても経済的な理由などで大変な状況の子供たちがいると思いますので、徐々に下ろして行って、小さい子供たちも気軽に使えるようになってもらえればと思っています。引き続きよろしくお願いします。

**【中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】**

市町村教育委員会から既に問合せがありまして、我々も事例集を作っていますので、それを基に普及・啓発していきたいと思っています。

**【渡辺委員】**



これから全道でこの取組を広げていくことに努めるということですが、とにかく衛生用品でありますので、安全に使えるように、学校ごとの現場で運用については柔軟に行っていただきたいと思います。

**【清水委員】**

トイレ内の配置場所を見ますと、9校が共用部分、個室に配置したのが1校となっています。そして、アンケートを見ますと、「学校に生理用品を置くとしたら場所がどこが良いですか」という質問に対して、共用部分よりもトイレ個室が良いという回答が多いですね。その前のアンケート質問を見ますと、「教室等から持ち出しにくい」というような回答をしている方もいますので、生理用品をどこに置くのか、共用部分に置くのか、トイレの個室に置くのかというのは、どう考えるのかは、なかなか難しいところかもしれません。

モデル事業として始めたばかりなので、個室にあっての方が良いと生徒も感じたのかもしれませんが、定着してくれば、共用部分に置いても抵抗はないと変わっていくのかもしれない。また、設置する側としては共用部分の方が設置しやすいのかなという気もします。その辺は、微妙な問題にもなってくると思いますから、柔軟な運用を試行していただいて、適宜対処していただければ良いと思います。

**【中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長】**

貴重な意見、ありがとうございます。生徒の実際の声などを聞きながら、また柔軟に変更していけるように、取り組んでいきたいと思えます。

**【青山委員】**

学校の視察に行った際の印象ですが、トイレの個室に生理用品を置ける棚がないですね。トイレットペーパーしか置けないのですよね。棚が別途ある小学校はほとんどなくて、個室に付けてほしいという要望があっても、トイレの工事をしなければ、なかなか今の状況では厳しいと思います。男性用トイレも棚はなかったはずですよ。

ですから、個室は置ける学校であれば置けるのですけれども、共用部分になってしまうのかなと思います。なるべく全部個室というのは

難しいところかもしれません。

**【倉本教育長】**

やりながら、経験や事例を集めて、改善できていければ良いかと思っています。

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

**【倉本教育長】**

それでは、以上で本件の審議を終わり、報告を了承します。

- (5) 議案第2号 北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について

ア 説明員 山本総務政策局長兼幼児教育推進局長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

**【山本総務政策局長兼幼児教育推進局長】**

「北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する教育委員会規則」の一部改正です。

資料1ページを御覧ください。個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、教育委員会規則の一部を改正するものでありまして、これまで個人情報保護については、法に基づいて条例で定めていましたが、全国共通の個人情報保護制度となるよう法改正が行われ、地方自治体にも法律が直接適用されることに伴い条例が廃止されますことから、所要の規定の整備を行うものです。

改正点は2点で、1点目は、電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請から、北海道個人情報保護条例に基づく手続を削ることとなり、3ページの「新旧対照表」にあるとおり、別表第1の2段目について、当該条例の項を表から削除するものです。

2点目は、その他所要の規定の整備を行うこととなっておりまして、「新旧対照表」にあるとおり、別表第1及び別表第2について、条例や細則の改定に伴う規定の整理を行うものです。

なお、規則の施行は、令和5年(2023年)4月1日としています。

説明は以上です。

**【倉本教育長】**

御質問や御意見はありませんか。

≪委員から質問・意見なし≫

**【倉本教育長】**

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思いますのですがよろしいですか。

《委員了承》

【倉本教育長】

それでは、この件は決定します。

(6) 議案第3号 北海道いじめ防止基本方針の改定について

ア 説明員 伊藤生徒指導・学校安全担当局長

イ 結論 原案どおり決定

ウ 審議内容

【伊藤生徒指導・学校安全担当局長】

はじめに、これまでの経緯について概略を説明させていただきます。昨年11月に教育委員会の委員協議会におきまして、改定（素案）を説明しました。また、11月29日から1か月間は、パブリックコメントを実施しました。この間、北海道いじめ問題審議会委員の皆様、北海道いじめ問題対策連絡協議会の構成機関や団体の皆様から御意見をいただきました。併せまして、各教育委員の皆様にご出席いただきました第2回北海道総合教育会議で御意見をいただき、また、本年2月にも委員協議会で協議いただきました。さらには、道議会での議論を経て、国等の通知も踏まえて、本日、議案としてお諮りするものです。

資料1枚目の「概要版」に基づいて、説明します。これまでも説明している部分もありますので、ポイントを絞って説明します。

はじめに、「1 改定の趣旨」についてです。本方針は、「北海道いじめ防止条例」に基づき、平成26年（2014年）に策定しており、このたびは、いじめ問題の現状と課題、社会情勢の変化を踏まえて、方針の一部を改定するものです。

続いて、「2 本道の現状と課題」についてです。令和3年度（2021年度）のいじめの認知件数は、約2万3,000件となっています。これまで、各市町村及び学校におきましては、各「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を展開していましたが、一方で、法に基づくいじめの積極的な認知、早期からの組織的対応の徹底、長期化・深刻化する事案への対応、いじめを生まない学校の環境づくりなどの取組については、課題となっていました。

続いて、「3 基本方針の改定」についてです。主な改定のポイントは10点、そこに示しています。いじめを生まない学校の環境づくりや、いじめをしない態度を身に付けることができるよう、望ましい人間関係

を構築する能力等の育成、安全・安心な学校の環境づくり、法に基づくいじめの積極的な認知や早期からの組織的対応の徹底を図るために、積極的ないじめの認知による「いじめ見逃しゼロ」、道教委と市町村教育委員会との連携の強化、さらには、長期化、深刻化する事案へ対応するため、警察等の関係機関との連携による事案の対応、法律や心理の専門家と連携した市町村教育委員会及び学校への支援などをポイントとして設定し、改定しています。

続いて、「4 目指す姿」についてです。このたびの基本方針の改定により、道や道教委と市町村教育委員会及び学校が一層連携した対応を徹底すること、迅速かつ組織的な対応により、事案の長期化、深刻化の防止を徹底することによって、本道の子供たちの命と心を守る取組を進めていきたいと考えています。

続いて、2ページの改定（案）骨子を御覧ください。この表は、右側に主な改定の内容について、ただいま説明したポイント等について新規の追加、又は修正追記等をした項目について、まとめています。また、本体の「改定（案）」の方には、現行の基本方針からの改正点について下線を付していますので、後ほど御覧ください。

最後に、今後のスケジュールについて説明します。本日の教育委員会の決定後、年度内に各市町村教育委員会及び道立学校に通知して、4月1日付けの施行と考えています。

なお、次年度当初の校長会議や市町村教育委員会職員を対象とした諸会議等において、本方針の改定の趣旨、内容等を説明し、本方針に基づくいじめ防止対策が着実に推進されるよう取り組んでいきたいと考えています。

説明は以上です。

**【倉本教育長】**

御質問や御意見はありませんか。

**【渡辺委員】**

改定（案）の取組について、今後行うもの、既に取り組んでいるものといろいろあると思いますが、これらが実行されていって、その後

の検証も恐らくあると思いますけれども、どのような形で検証・改善を行っていくのか教えていただければと思います。

**【伊藤生徒指導・学校安全担当局長】**

この基本方針に示されている学校の取組等については、それらをまとめた「いじめ防止取組プラン」というのを策定することになっています。そのいじめ防止取組プランの中に具体的に学校が取り組むことを、項目として分かりやすく掲載しますので、一年に一度、そうした取組がしっかり行われているかP D C Aサイクルで検証し、アクションもしながら、その取組プランを基にこの本方針に基づいた取組が無事進められるように考えています。

**【青山委員】**

不可能に近いと思うのですが、そもそもいじめを起こさない学校づくりという未然防止が一番の鍵になってくると思うので、そのための取組と言いますか、具体的なチェック項目があるのか分かりませんが、起こってしまった背景を少し分析して、どのようなことをすれば未然防止につながるかといったカリキュラムが出来上がると良いなと思います。

**【伊藤生徒指導・学校安全担当局長】**

これまでも各学校ではいじめを未然防止するために、子供たち同士の間人間関係を構築する取組を進めていました。具体的に申し上げますと、児童会や生徒会が主体となった人間関係を良くするための取組などを行い、いじめ防止につなげましょうという取組をこれまでも行っていました。どのようなときも子供たち同士で良い人間関係づくりができるような取組が必要だと私たちも思っていますので、そういった取組が進められるよう、今後の対策の中で、しっかりと検証しながら、取組に生かしていきたいと思っています。

**【青山委員】**

もう一つは、大人でいうパワー・ハラスメントと同じように何がパワーハラに当たるのか、何がいじめに当たるのかといった細かなことも子供たちが想像できない、「これはいじめじゃない」、「嫌いだから言っ

ただけだ」、「嫌いなんだからしょうがない」とか、そういうものは大人もあると思いますが、やはり得意な人と不得意な人では対応がどうしても微妙に違う、でも受け取る側としてはいじめられたと、そういった認識の相違があると思いますので、何がいじめに当たるのかといったところも、小学校バージョン、中学校バージョン、高校バージョンで分けると良いのかなと思います。

**【伊藤生徒指導・学校安全担当局長】**

いじめについて、子供たちが積極的に学んでいくという取組は、道徳の時間や、学級活動の時間を通じて、これまでも行われてはきていますが、そういう取組が着実に進められるように、具体的な内容も含めて、学校とも一緒に取り組んでいきたいと思います。

**【池野教育部長兼教育職員監】**

最近、学校では、わざと悪口を言わせて、どう思ったと聞くような授業が増えてきています。そういった取組を広げてもいしますので、全道的にシェアできるようにしたいと思います。いろいろなバージョンがありますので、それを段階を踏んで行っていけば良いかなと思いました。

**【青山委員】**

実際に言わせてみるというのも、気づきになったりして良いですね。

**【池野教育部長兼教育職員監】**

「言われて、どう思ったか」、「言って、どう思ったか」というところから、子供たちのいじめへの認識が変わってくる授業も実際にされていますので、そういったものを広めていきたいと思います。

**【大鐘委員】**

概要版1ページの「3 基本方針の改定」の中の下から四つ目に、「警察等の関係機関との連携による事案への対応」というのが出ていて、安全に関わる事案の場合は、警察に速やかに相談なり通報なりをするのが求められるようになっていると思います。また、国への重大事態の報告も求められるようになっていますが、より一層重大事態の報告について意識を高めてもらう必要があるということ、各学校ではそう



いう取組をしていかなければならないということを感じているところ  
です。

ただ、一方で、どうしても事例を見ていると事後的な認定が中心に  
なっていますが、これが果たして警察に通報・相談する事案なのか、  
これは果たして重大事態として現時点で認定できるかどうかといった  
ところの、認定力といたしましうか、重大事態を止めるような予防的  
な取組があつてしかるべきではないかと思っています。事前に重大事  
態と認定したことで、結果的には重大事態に至らなかったとかですね。  
そのような予防的な認定をしていくような学校の認定力を高めていく  
ことも同時に行っていく必要があるかなと思います。

方針もすごく改めていますので、改定した下線の部分もとても多く、  
すごく緻密に作られていますことから、学校でそれを実行できるよう  
力を蓄積してほしいと思いますので、先ほどおっしゃっていたような  
「いじめ防止取組プラン」の中で、具体的な方法だとか、仕組みだど  
か、事例だとか、そういったことで学校の機動力を高めていく具体的  
なプログラムを是非また改めていただいて、取組プランの徹底を是非  
お願いしたいと思います。

**【伊藤生徒指導・学校安全担当局長】**

取組プランの中にも、事案の早期発見・早期対応から更に深刻化・  
長期化しないための対応という項目も改めて設けて、その中で今お話  
があつたように重大事態に至らないような取組も更に進めていきたい  
と思っています。

**【倉本教育長】**

ほかに御質問や御意見はありませんか。

《委員から質問・意見なし》

**【倉本教育長】**

それでは、以上で本件の審議を終わり、原案どおり決定したいと思ひ  
ますがよろしいですか。

《委員了承》

**【倉本教育長】**

それでは、この件は決定します。